

## ○議案第31号 守口市犯罪被害者等支援条例案

### □□□審議経過□□□

#### ＝市民環境委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、令和3年12月の北新地放火殺人事件等を踏まえ、令和4年4月1日から、がんばる守口助け合い基金を活用し犯罪被害者等に対する見舞金の支給を実施しているところであるが、心のケアを始めとする日常生活等、幅広く犯罪被害者等に寄り添った支援に取り組むため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、制度の周知をはじめ、計画的に啓発活動を行うことはもちろんのこと、職員への研修を通じ、福祉、教育など専門性の高い人材との連携等、相談体制の充実を図るとともに、警察など関係団体と連携を密にし、被害者等が抱える様々な問題や不安の解消に向け、必要な支援の一助となるよう鋭意取り組まれないとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。